様式第１

国定公園事業執行協議（認可申請）書

　　　　　　　　国定公園内において　　　　　　　　　　事業を執行したいので、自然公園法第16条第２項（第３項）の規定により、次のとおり協議（申請）します。

年　　月　　日

　千葉県知事　　　　　　　様

申請者の氏名及び住所

法人にあっては、名称、住所及び

代表者の氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公園施設の 種類 |  | |
| 公園施設の 位置 |  | |
| 公園施設の 規模・構造 |  | |
| 公園施設の 管理又は経営 の方法 | 経営方法 | 直営  委託（受託者　　　　　　　　　　　） |
| 料金徴収 | 有　（標準的な額　　　　　　　　　）  無 |
| 供用期間 | 通年  季節（供用期間　　　　　　　　　　） |
| 分譲型 ホテル等 | 有　（種類・仕組み　　　　　　　　）  無 |
| 公園施設の 供用開始の 予定年月日 | 年　　月　　日 | |
| 工事施行の 予定期間 | 年　　月　　日　着工  年　　月　　日　完了 | |
| 備考 |  | |

（注）

１　添付書類（ただし、協議にあっては（１）、（２）、（６）から(８)まで、（10）及び（11）を、運輸施設に関する国定公園事業にあっては（７）、（８）及び（10）を除く。）

（１）個人にあっては、住民票の写し

（２）法人にあっては、登記事項証明書

（３）公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

（４）公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真

（５）公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000程度の配置図（運輸施設に関する国定公園事業にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

（６）法人にあっては、定款、寄附行為又は規約

（７）公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類

ア　法人にあっては、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後３年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）

イ　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書

（８）工事の施工を要する場合にあっては、事業資金を調達することができることを証する書類

（９）工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺1:1,000程度の図面

（10）工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

（11）国定公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類（当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあっては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法（平成３年法律第90号）に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と国定公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含める）

（12）国定公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

（13）分譲型ホテル等の場合にあっては、以下の書類（エ、オについてはそのいずれか）

ア　特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類

イ　一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類

ウ　年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類

エ　公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類

オ　改築、増築又は建替え行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000程度の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

（14）その他、国定公園事業執行等取扱要領第８条に掲げる審査事項の確認に必要な書類

２　その他

（１）「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の国定公園事業の名称及び種類を記載すること。

（２）「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載すること。

（３）「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別添２に定める記載事項を参照の上記載すること。

ア　添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。

イ　施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。

（４）「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には以下の事項を記載すること。

ただし、運輸施設に関する国定公園事業にあっては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。

ア　直営又は委託の別

イ　委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ　通年供用又は季節供用の別

エ　季節供用の場合にあっては、供用期間

オ　料金徴収の有無

カ　料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

キ　分譲型ホテル等の該当の有無

ク　分譲型ホテル等にあっては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合

（５）「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア　公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否

イ　当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況

ウ　公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称

エ　国定公園事業の執行に係る関連行為の概要

オ　当該申請（協議）に関する連絡先（電話番号又はメールアドレス）

なお、申請（協議）者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

（６）添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあっては、分譲販売又は会員販売等の用途を記載すること。

（７）不要の文字は、抹消すること。

（８）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。